

田浦町・芦北町合併協議会 協議事項調整資料

専門部会名	企画部会	合併協定項目	慣行の取扱い		
大項目	企画	中項目	慣行	小項目	町章・町花・町木等

調整内容	町章については、合併議決後、合併の期日までに法定協議会において定める。また、名誉町民は新町に引き継ぐ。町章、名誉町民以外の町花、町木、町歌等の慣行については、合併後の新町において新たに定める。
------	--

項目	田浦町	芦北町	調整の具体的内容
町章	カタカナの「タ」の字を図案化したもので、平和とのびゆく田浦町を象徴したものである。昭和44年4月制定	 カタカナの「ア」を凶案化したもので、円は町民の和を表し、真っすぐにのびた直線は町の発展、躍進をあらわしている。昭和32年9月制定。	合併議決後、合併の期日までに法定協議会において、新たに定める。
町花	甘夏みかんの花 初夏の山の斜面に咲く「甘夏みかん」の白い五弁の花は、町じゅう甘い香りでいっぱいにし、町民の心をなごませるところから町花として昭和63年11月制定	アイリス 肥後しょうぶと同じアヤメ科に属し、球根は芦北町の特産品として全国に出荷されている。春の開花時には、各所に紫紺や空色の花のじゅうたんが見られ、心をなごませてくれる等、町民と深くかかわりを持つ花として昭和60年制定。	合併後、新町において新たに定める。
町木	ヤブツバキ 温暖な地に自生する「ヤブツバキ」は、町の山々のいたるところで見られる。特に御立岬公園にたくさん自生しており、町民に親しみを覚えてもらう木として昭和63年11月制定。	モチノキ 本町の深山に自生し、常緑でいたって強健、実は赤く美しく野鳥が好んで食する。この恵まれた環境を変わらぬ郷土愛を持ってはぐくみ、併せて文化経済の実をたわわに実らせることを願い、昭和60年制定。	合併後、新町において新たに定める。
町歌等	町歌 田浦町民の歌	イメージソング 出逢い 夢 平成10年4月制定	合併後、新町において新たに定める。
キャッチフレーズ	「みんなが主役の町づくり」	「人にやさしい政治」	合併後、新町において新たに定める。
表彰	田浦町名誉町民条例	芦北町名誉町民条例	名誉町民については、そのまま新町に引き継ぐ。なお、名誉町民条例については別紙のとおりとする。
町民憲章	わたくしたちは、郷土の平和と繁栄を願いこの憲章を定めます 一、わたくしたちは健康に努め教養と公德心を高めます 一、わたくしたちは信頼と愛情をもって平和な家庭をつくります 一、わたくしたちは互いに助け合い住みよい町を築きます 昭和53年10月制定	該当なし	合併後、新町において新たに定める。

田浦町・芦北町合併推進協議会 協議事項調整内容

専門部会名	企画部会	合併協定項目	慣行について		
大項目	企画	中項目	慣行	小項目	名誉町民条例

調整内容	芦北町の例による。 但し、条文中の「芦北町」は、「 町」と読み替えるものとする。(町は新しい町の名称)
------	---

項目	田浦町	芦北町	調整の具体的内容
名誉町民条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、産業並びに社会文化の向上発達に関し、功績卓絶な者に対してその功績をたたえ、もって町民の産業並びに社会文化の向上発達に関する意欲の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(称号を贈る条件) 第2条 本町に居住し、若しくは郷土の誇りとして尊敬する者に対しては、この条例の定めるところにより田浦町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈ることができる。</p> <p>(選定) 第3条 名誉町民は、町長が、町議会の同意を得て、選定する。</p> <p>(事績の公示) 第4条 名誉町民の事績は、町広報で公表する。</p> <p>(待遇及び特典) 第5条 名誉町民に対しては、次の各号に定めるところにより待遇及び特典を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 町税及び各種手数料の免除 (3) その他町長が必要と認めた待遇又は特典</p> <p>(称号の取消) 第6条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、町民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、町長は、町議会の同意を得て、名誉町民の称号を取り消すことができる。 2 前項の規定により名誉町民でなくなった者は、その取り消しの日から前条の規定によって与えられた待遇及び特典を失う。</p> <p>第7条 名誉町民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 町長の弔辞を呈し、哀悼の意を表すること。 (2) 弔慰金を贈ること。 (3) 顕彰碑を建てること。 2 前項に定めるものを除くほか、町議会が議決したときは、町長は、町葬を行うことができる。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、芦北町名誉町民に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(名誉町民) 第2条 次に該当する生存者又は故人に、芦北町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈ることができる。 町の行政、産業、経済等の発展若しくは学術、技術、技芸又は教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者</p> <p>(選定) 第3条 名誉町民は、町長が、町議会の同意を得て、選定する。</p> <p>(事績の公示) 第4条 名誉町民の事績は、町広報で公表する。</p> <p>(待遇及び特典) 第5条 名誉町民に対しては、次の各号に定めるところにより待遇及び特典を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 町税及び各種手数料の免除 (3) その他町長が必要と認めた待遇又は特典 2 故人に名誉町民の称号を贈るときには、次の特典及び待遇を与える。 (1) 遺族に一時金 (2) その他町長が必要と認めた待遇又は特典</p> <p>(称号の取消) 第6条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、町民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、町長は、町議会の同意を得て、名誉町民の称号を取り消すことができる。 2 前項の規定により名誉町民でなくなった者は、その取り消しの日から前条の規定によって与えられた待遇及び特典を失う。</p> <p>第7条 名誉町民が死亡したときは、次の待遇をすることができる。 (1) 町長の弔辞を呈し、哀悼の意を表すること。 (2) 弔慰金を贈ること。 (3) 顕彰碑を建てること。 2 前項に定めるものを除くほか、町議会が議決したときは、町長は、町葬を行うことができる。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>芦北町の例による。 但し、条文中の「芦北町」は、「 町」と読み替えるものとする。(町は新しい町の名称)</p>